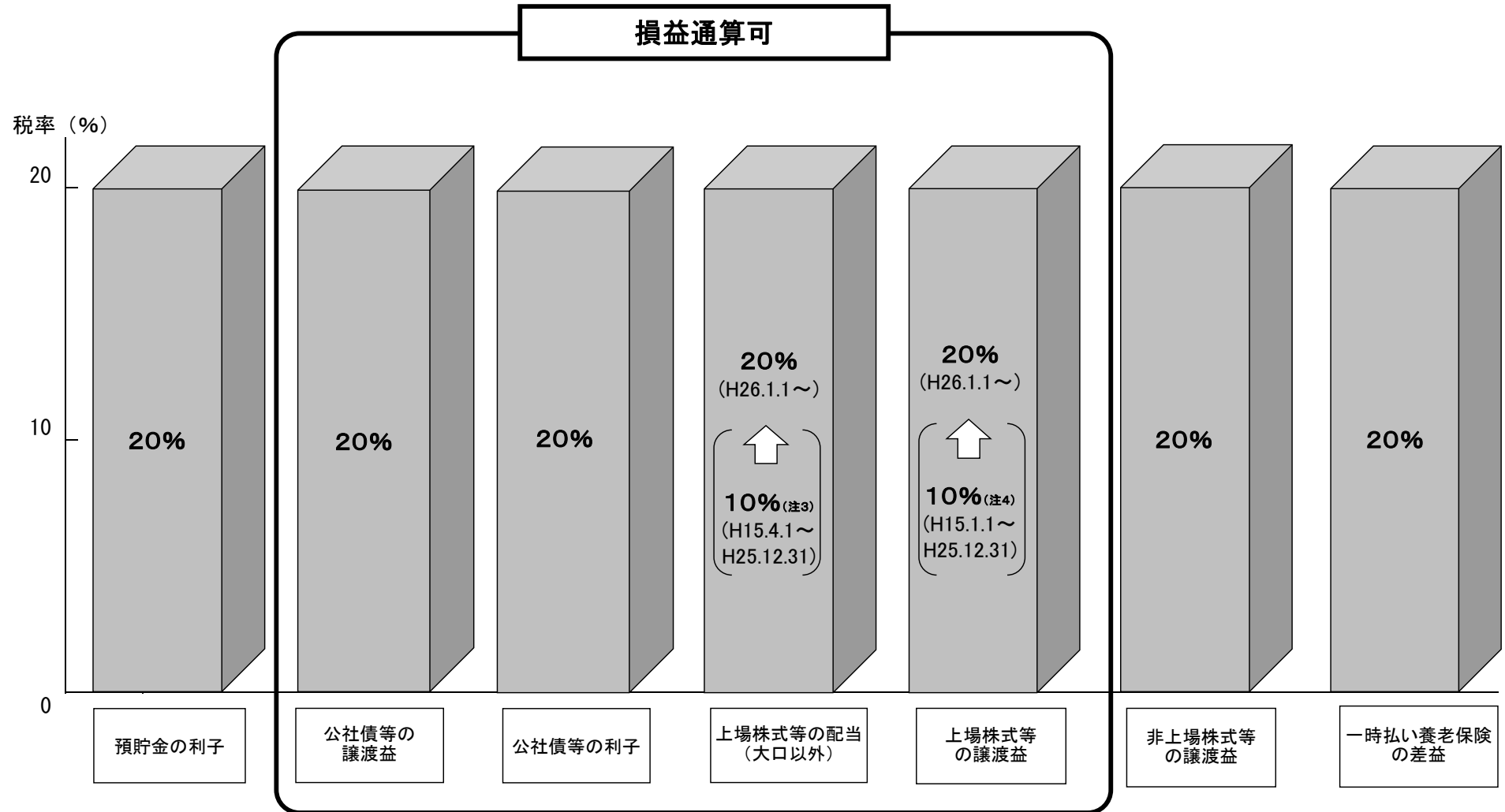


金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

(注2) 税率20%の内訳は、所得税15%・住民税5%である。

(注3) 税率10%の内訳は、①平成15年4月1日から平成15年12月31日の間は所得税10%であり、②平成16年1月1日から平成25年12月31日の間が所得税7%・住民税3%である。

(注4) 税率10%の内訳は、所得税7%・住民税3%である。